



第4講 ジェンダーをめぐる日本の法律上の課題—同性カップルの権利保障

EU諸国における法律上の同性婚とパートナーシップ制度

北欧諸国：基本的に同性カップルの法律上の婚姻を認める

アメリカ：同性婚を禁止する法律が違憲であるとの連邦最高裁の判断→『ジェンダー・マリアージュ』
(The Case against 8) →次講で扱います

台湾→アジアにおいて、初めて法律上の同性婚が認められる (2019年), 世界で27カ国目

司法院釈字第748号解釈施行法 (2019年5月22日公布、5月24日施行)

・法律上の婚姻があるにもかかわらず、事実婚が存在する理由とは何か？

「婚姻届」を市町村役場に提出する届出婚 (法律婚) に対して、事実婚 (内縁) とは、婚姻届を市町村役場に提出しない夫婦のことを指す。基本的には届出婚の夫婦と同じ権利・義務が発生し、届出婚とは変わらない。男女平等の観点から、①「婚姻=女性が相手の家に嫁ぐ」ことを望まない、女性側が実家の戸籍を外さないことを望まない場合、②夫婦別姓でい続けられること (氏名変更に伴ってのサービス事務変更手続き等をせずしない) ③義理の両親などと姻族関係にならないこと等が指摘されている。

離婚をする際にも「離婚届」を提出することが必要 (民法764条) で、基本的に、戸籍にその旨の記載や形跡が残る。事実婚においては、解消情報が一切残らない。

→パートナーシップ制度とは？日本では、個人の幸福追求権が最大限尊重される (憲法13条) 中で、実際上、多様な個人の尊重が果たして認められているのか？

・法律婚と事実婚/パートナーシップ制度の違い (国際社会)

① 配偶者の氏を使用できるか否か？

② 財産関係において、特に契約がなければ別産制 (事実婚) か？特に契約がなければ後得財産共通制 (法律婚)

→各国において法律婚と事実婚においては、法において何が保障されているのか差異がある

・オプションを設けて、どのオプションをとったとしても平等での対応が求められる。

・法律婚と事実婚で日本においては制度上の差別がある→法律婚と事実婚の違いを日本は埋めるかどうか？

差別がない状況であれば法律婚と事実婚いずれを選択するのか？→フランスでの実態においては、法律婚よりも事実婚が増加傾向にある！？



同性婚（法律上の婚姻として認める） 国によっては、パートナーシップ制度も併存		パートナーシップ制度（婚姻とは異なる）		日本のパートナーシップ制度	
オランダにおける法律上の同性婚が認められる（2001） ニュージーランド婚姻法改正により法律上の同性婚が認められる（2013）	異性間へも適用可能（事実婚型）		同性間への適用も認める（事実婚とは異なる新しい型）		事実婚としての同性婚にもあたらない？ 国会で制定される法律では何らの対応もなく、各市町村自治体にその判断をゆだねられている【条例での対応】（世田谷区式と渋谷区式）⇒主には世田谷区式拡大 日本の税制は法律婚主義⇒税金について、配偶者に関する控除や軽減の規定の適用がない（所得税における配偶者控除、相続税における配偶者の税額軽減等）
	フランス	ベルギー	オーストリア	ドイツ	
	法律上の同性婚（2013） / PACS(1999年) ※民法上の契約	法律上の同性婚（2003） / 法定同居制度（1998年） ※性生活とは無関係で18歳以上の成人の2人による法定同居	登録パートナーシップ法（2010）	生活パートナーシップ法（2001） 婚姻と比べて制限された効果⇒ほぼ婚姻と同様の扱い	
	パートナーシップ制度については同性間のみ適用可能（事実婚型）		ドイツとの違い 登録パートナーによる親子縁組が認められている⇒女性カップルによる制止提供型生殖補助医療が認められている	婚姻との違い ① 別氏を原則 ② 別産制 ③ 新たに子を迎えることはできない（縁組×）	
	イギリス				
	イギリスにおける法律上の同性婚が認められる（2013） / 同性間のパートナーシップ制度（2004）も併存⇒同性カップルの方が選択肢が多いという課題 ※英国国教会「同性婚を容認しない」宗教との関係				

長崎市告示第508号

長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和元年8月16日

長崎市長 田上 富久

長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

（目的）

第1条 人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するためには、全ての人の人権が共に尊重される必要があり、人権課題の一つである性的少数者については、どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として認められるよう、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重される社会を構築するため、長崎市パートナーシップ宣誓制度を設け、本市におけるパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、性的少数者の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すことを目的とする。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、本市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自書し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自書できないときは、宣誓をしようとする者の立会いのもとで他の者に代筆させることができる。

- (1) 住民票抄本
 - (2) 現に結婚をしていないことを証明する書類
 - (3) 市内に住所を有していない場合、市内への転入を予定していることが確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 運転免許証
 - (2) 旅券
 - (3) 住民基本台帳カード（写真付きに限る。）
 - (4) マイナンバーカード
 - (5) 在留カード
 - (6) その他官公庁が発行した免許証、許可証、資格証明書等で、その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

長崎市パートナーシップ宣誓制度とは？

(表)

パートナーシップ宣誓書受領証

長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

第 一 号
年 月 日
長 崎 市 長 印

(裏)

長崎市は、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする社会の実現をめざしています。
この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したことを証することにより、お二人がいっきと輝き、活躍されることを期待しています。
この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項